

船橋市プラネタリウム館運営要綱

船橋市プラネタリウム館運営要綱（平成 13 年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、船橋市プラネタリウム館条例施行規則（昭和 62 年船橋市教育委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、プラネタリウム館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般投映 一般の市民に対して行う、プラネタリウム観覧当日の星空の解説、季節ごとのテーマによるプラネタリウムの投映等をいう。
- （2） 学習投映 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の幼児、児童又は生徒に対して行う、学校等の保育目的又は教育目的に応じたプラネタリウムの投映等をいう。
- （3） 特別投映 一般の市民に対して行う、特別なテーマ、企画等によるプラネタリウムの投映等をいう。

（一般投映）

第 3 条 一般投映を行う日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
 - （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のうち、4 月及び 5 月の休日
 - （3） 船橋市立小学校及び中学校管理規則（昭和 39 年船橋市教育委員会規則第 1 号）第 19 条の 2 第 1 項第 5 号の夏季休業日、第 6 号の冬季休業日及び第 7 号の学年末休業日
- 2 一般投映の投映開始時刻は、午前 11 時、午後 1 時 30 分及び午後 3 時 30 分とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、所長は特に必要があると認めるときは、投映を行う日及び投映開始時刻を変更することができる。

（学習投映）

第 4 条 学習投映は、学校等からの申請により、一般投映を行う日以外の日により所長が決定する日時で行うものとする。

（特別投映）

第 5 条 特別投映は、一般投映に替えて、又は一般投映若しくは学習投映を行わない日時に行うものとする。

（団体の予約観覧）

第 6 条 団体が一般投映を観覧しようとする者は、日時を予約して観覧することができる。

2 前項の日時は、一般投映を行う日以外の日で、学習投映を行わない日時で所長が決定するものとする。

（投映を行わない日）

第 7 条 第 3 条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる期間は投映を行わないものとする。

- (1) プラネタリウム投映装置の保守点検期間
- (2) プラネタリウム投映番組の入替え期間
- (3) その他所長が必要と認める期間
(観覧料の免除)

第8条 規則第5条第1項第2号の規定による教育委員会が特に必要と認めるときは、別表の免除対象者の欄に掲げる者（船橋市プラネタリウム館条例（昭和62年船橋市条例第10号）第3条ただし書に規定する者を除く。）が同表の免除要件の欄に掲げる要件を満たすときとする。

（補則）

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については所長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表

免除対象者	免除要件
1 市の区域外の学校等（高等学校を除く。）の幼児、児童又は生徒を引率する者	学習投映を観覧する場合であって、規則第5条第2項に規定する免除申請書を提出したとき。
2 市の区域外の学校等（高等学校を除く。）の要保護及び準要保護世帯の幼児、児童又は生徒	
3 市の区域外の小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の児童又は生徒	
4 市主催事業の一環として行われるプラネタリウムを観覧する者	市主催事業の参加者であることが確認できるとき。
5 身体障害者手帳の交付を受けている者	当該手帳を提示したとき。
6 療育手帳の交付を受けている者	
7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
8 児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援又は児童自立支援を行う施設若しくは事業所（以下「施設等」という。）に入所若しくは通所している者	施設等の行事で観覧する場合であって、規則第5条第2項に規定する免除申請書を提出したとき。
9 老人福祉法による老人居宅生活支援事業を行う施設等又は老人福祉施設に入所若しくは通所している者	
10 介護保険法による居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う施設等に入所若しくは通所している者	
11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者福祉サービス事業を行う施設等、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホームに入所若しくは通所している者	
12 上記5から11までに規定する免除対象者の介助者（免除対象者1人につき2人まで）	上記5から11までに規定する免除対象者が観覧する場合であって、現に付き添って介助し

	ていることが確認できるとき。
13 こどもの日に観覧する者であって市の区域外に住 所を有する義務教育終了前のもの	義務教育終了前の者であるこ とが確認できるとき。
14 所長が免除の必要があると認める者	